

令和 7 年度事業計画(案)

【総論および重点テーマの事業計画】

1. はじめに

司法書士に権利擁護の担い手としての使命が課されてから 5 年が経過しようとしている。近時、司法書士の活躍の場の広がり方は著しい。

従来の主要業務であった登記・供託や訴訟及び債務整理の分野にとどまらず、成年後見業務（未成年後見業務）、財産管理業務、民事信託業務等社会における役割は増大している。これに加え少子高齢化を背景に、空き家問題や所有者不明土地問題等が大きな社会問題となっており、不動産に関する専門的知識・経験を有する者として、その解決に向けての自治体の取り組みに寄与している。

成年後見業務の分野においては、政府の進める成年後見制度利用促進基本計画に積極的に取り組んでいる。すなわち、全国に普く存在する司法書士がその自治体の立ち上げた中核機関及び協議会等の権利擁護事業に参加することにより、地域連携ネットワークの一翼を担うことが期待されている。

さて、今年は戦後 80 年目を迎えるが、不発弾処理問題、基地問題、戦没者の遺骨収集問題など沖縄の戦後処理は未だ道半ばである。加えて、我々司法書士の業務分野においても「戦争による公図・公簿の滅失による所有者不明土地問題」同じく「戦争による戸籍等の戦災滅失を起因とする戸籍訂正問題」が存在している。この他にも移民や軍属との婚姻により国外へ生活の本拠を移した者が被相続人または相続人となっているものの連絡がとれず不在者財産管理人選任申立てを余儀なくされる事案も多い。これらの解決への期待は大きい。

情報技術（IT）の進化と普及は既に司法書士業務にも大きな影響を及ぼしている。情報の整理や調査に関する業務は AI 技術によって代替されていくことになるだろう。他方で、対人コミュニケーション力を必要とする成年後見等の業務や提案型業務とされる家族信託や相続に関するコンサルティング業務、債務整理における生活再建の支援といった業務は、およそ AI にとって代わられる分野ではない。

今年度の重点事業は、司法書士法によって、一定の業務を独占的に扱うことを許されるのと引き換えに、国民の権利擁護を使命として負託された我々が、相続登記義務化を契機として、長期間手が付けられていなかった相続登記手続きの解決とインターネットによる大量広告により生活再建としての適切な債務整理がなされていない「債務整理二次被害者」の救済や啓発に重点的に取り組む。また苦情案件の増加を受けて、苦情情報を共有し行為規範を見直す研修や事務局長の退職に伴う体制整備に取り組む。また、成年後見センター・リーガルサポートと協同して自治体による中核機関の設置や地域連携ネットワークの構築の支援に取り組む。

2. 重要テーマ

(1) 相続関連業務の推進 (※さらなる充実)

昨年4月1日から「相続登記の申請義務化」が開始した。これまで、法務局、公証役場、リーガルサポート等と連携し、制度の広報、相談会や講演会等を開催してきたことにより、会員も相談や事件の受任が増加している。これらの中には、既に発生していた相続登記事案が掘り起こされ、当事者や権利関係が複雑な事件が相当数含まれ、遺産分割調停や不在者財産管理人選任申立て、成年後見等開始申立てといった家事事件に関与する機会が増加すると考えられる。また、どこの国の相続法を適用するのか反致はあるのか、国際裁判籍はどこかといった涉外事件にも多く接する機会がある。これまで、長期間手が付けられていない相続登記にはそれなりに理由がある。我々司法書士は、これらの相続登記を掘り起こしたからには、解決する義務がある。そこで、会員が積極的に家事事件や涉外事件にかかわることができるよう各委員会とリーガルサポートが連携し、広く情報を発信していくとともに、研修会を実施することにより涉外事件や家事事件に対応できる会員の養成を図っていく。

(2) 債務整理二次被害対策の継続

債務整理事件の処理にあたり、司法書士が多重債務者と面談を行うのは、債務者個々の生活環境・生活状況等を聞き取り、債務者ごとの解決方法を選択して債務者の経済的再生を図るためである。これが徹底されず、インターネット上の広告で集客を行い高額報酬のうへ安易に任意整理へと導く、東京・大阪の弁護士や司法書士による不適切な債務整理の被害が相次いでいることを受けて、注意喚起の会長声明を出すとともに、県内司法書士の債務整理の担い手育成研修と相談会を開催した。今年度も引き続き、債務整理の担い手を育成するとともに、県内の債務整理相談窓口となっている自治体等のゲートキーパーの役割を担う者への啓発研修を実施する。また、相談会の開催やマスコミへの働きかけにより債務整理二次被害者の救済に取り組む。

(3) 「苦情情報の共有」と「行為規範」の見直し

近年、市民の権利意識が高まり、会員に対する苦情が増加している。詳細は事業報告に譲るが、令和5年度の苦情件数は28件に対し令和6年度は41件に上った。これらの中には、真摯に受け止めなければならない苦情から単なるクレーム、カスハラまで様々である。とはいえ、苦情は正当性が無くとも憂鬱なものである。

そこで、苦情情報を一般化し、行為規範の研修として実施することにより苦情情報を共有するとともに、執務のありかたを省みることによって、会員の執務の向上に役立てたい。

(4) 成年後見制度利用促進基本計画における自治体や中核機関等の支援

成年後見業務の分野においては、政府の進める成年後見制度利用促進基本計画（「判断能力の衰えた者が、全国どの地域においても成年後見制度のメリットを享受できるよう『医療』と『福祉』に加え『司法』の分野が連携することによって実現させようというもの」）に積極的に取り組んで

いる。すなわち、全国に普く存在する司法書士がその自治体の立ち上げた中核機関及び協議会等の権利擁護事業に参加することにより、地域連携ネットワークの一翼を担うことが期待されているのである。

ところで、県下における中核機関の設置の状況は、全国に比して著しく遅れている。その理由もさまざまである。各市においては、主として高齢福祉部門や障害福祉部門または社会福祉協議会への委託によるのかといった主管が決まらないことであったり、地方の小規模自治体においては、マンパワー不足であったり、島嶼地域においては、マンパワー不足に加えて、専門職の支援も受けにくいといったこと等である。

そこで、成年後見人等の養成・監督・家裁への推薦を通して成年後見制度に寄与してきたリーガルサポートと協同して、県下の自治体を支援し中核機関の設置や地域連携ネットワークの構築に取り組む。

(5) 事務局の体制強化と会務におけるダイバーシティの推進

司法書士会事務局は、市民や関連団体と会員をつなぐ窓口であり、日本司法書士会連合会からの情報を会員へ伝達する役割を担っている。また、執行部が会務を担うにおいて、その秘書的役割も大きい。近年、各種相談センターや相談会の受付業務も増加している。そこで、その存在意義を確認し、体制整備やシステム構築による業務の効率化を図るなどして、働く環境整備を進める。

昨年度、日本司法書士会連合会開催支援のもと「ダイバーシティと会務のあり方を考える車座ミーティング」が沖縄で開催された。主として子育て中の会員や女性会員、会館から遠方にある会員でも幅広く会務に参加できる環境のありかたについて話し合われた。ダイバーシティの推進を、多様性を尊重し、平等な機会が提供される社会を築くための継続的な努力と定義し、全ての会員が会務に携わることができる環境を整備したい。但し、役員等の担う会務を全ての会員が等しく分担することと捉えるのではなく、司法書士会の発展や市民の権利擁護、司法書士の人生の充実に資すること全てととらえ、個々の会員が何らかの形で全体の利に寄与することができる環境を整えたい。

【各部会および委員会の事業計画】

総務部

本年度、総務部は以下の4つの重点事項に基づき、司法書士会の運営基盤の強化と、会員が専門職としての誇りを持って執務に取り組める環境づくりを推進していく。

① 司法書士会全体の会務運営の効率化支援

本年度は全体の会務運営（理事会・各部会・委員会）の事業活動へ円滑に波及するよう、情報共有体制と運営の改善をする取り組みを行う。

② 司法書士会事務局の体制強化とDX推進

司法書士会事務局は、業務分担の明確化、体制の再構築、システム導入による DX を推進し、業務の効率化と職員負担の軽減を両立させた持続可能な組織運営を図る。あわせて、職員の処遇改善と働きやすい職場環境の整備を進めることにより、安定的かつ機能的な会務執行の基盤を強化する。

③ 会員の「行為規範」の徹底

相談者や依頼者からの苦情は多様化・複雑化しており、従来までの感覚や執務姿勢だけでは適切に対処しきれない場面も懸念される。会員の執務態度によっては、意図せず迷惑や不信感を与え、ひいては司法書士制度の信頼へ影響しかねない。

そこで、多様な苦情について会員間で情報を共有し、適切な対処法や判断力を高めることが重要である。会員一人ひとりが品位を保ち、誠実かつ冷静に対応する執務姿勢を再確認すべきである。研修や啓発活動を通じて、全体の倫理意識と対応力の底上げを図るため対策を講じる。

④ 司法書士の社会的役割と情報提供

債務整理の二次被害者の救済や公営住宅保証人制度の撤廃運動、多重債務・生活困窮者支援の強化などの社会的役割を果たすべく、関係機関・隣接士業との協調を継続的に行う。そして、会員に対しては、司法書士の社会的役割のために必要な情報（研修資料や業務マニュアル等を含む）を迅速かつ効率的に提供する。

【品位保持・執務姿勢】

1. 苦情・綱紀関係について

以下の方策を実施することにより、苦情・綱紀案件の減少に努める。

- (1) 苦情に対する対応、役割の明確化、手続きの流れを文書化する。
- (2) 会員の死亡や廃業における残務処理等のサポート体制を検討する。
- (3) 業務に関する紛争調停の斡旋。
- (4) 研修部の協力を得て、倫理研修を充実させる。
- (5) 日司連年次制研修不参加・単位制研修単位未達成の会員へ指導を徹底する。
- (6) 戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書の適切な利用方法を周知徹底する。
- (7) 会則第 105 条に基づく会員に対する会長の指示・指導を徹底する。

2. 業務広告調査等

会員の業務広告の適正化のための調査および検討を行う。

【登録調査委員会】

新入会員へ登録調査を行う。

【非司排除委員会】

本人申請の形式を装った非司法書士による登記申請は市民の権利侵害を招くものであるとの認識のもと、職務分掌に則り、非司法書士の実態の調査および情報の収集、告発・違反行為防止対策の提言を中心に行っていくと同時に、隣接専門職間における業際問題についても配慮しながら、次のような方針で事業を行う。

1. 法務局による非司調査への協力に関する提言

法務局主催の非司調査への協力のみならず調査方法を検証し提言する。また、非司調査結果による法務局の対応について協議する。

2. 非司行為への対応

- (1) 非司行為が疑われるホームページを調査する。
- (2) 市民や会員からの情報提供による非司行為に対し調査する。
- (3) 調査や情報提供から司法書士法違反と疑われる行為に対し警告等を行う。

3. 業際問題に関する研修の開催

隣接専門職との意見交換会・研修の開催等を実施する。

【制度研究委員会】

- 1. 現行の規則、規程等が円滑に運用されるよう改善すべき点があれば改定を検討する。災害等における連絡体制、会員への情報提供における規定等の新設を行う。その他危機管理に必要な規則、規程等があれば検討する。
- 2. 各種事務局手続きの印鑑廃止等の効率化を徹底する。
- 3. 男女共同参画のため、会の事業方針決定過程および会務活動への女性司法書士会員の参画拡大のための環境整備を推進する。

【会員の執務の指導・連絡に関する事項】

1. 支部長会の充実

- (1) 各支部の実情の把握に努め、本会と支部との一層の協調を図る。
- (2) 司法書士相談における本会と支部との責任の分掌を明確化する。

2. 会員への情報提供のデジタル化

- (1) 会員への情報伝達の迅速化および事務処理費用の削減のため、更なるメール会員の増加に努める。

- (2) 研修資料や業務で活用できる資料、会員必携等を会員専用ホームページに掲載し提供することで運営の効率化とペーパーレス化を図る。

3. 執務等の改善

- (1) 会員から会に対する意見や要望が言いやすい環境をつくることにより、会の事業執行や会員の執務を改善していく。
- (2) 倫理性の維持および向上を図りつつ、社会の期待と信頼に応えるため、「司法書士行為規範」の周知徹底を図り、研修部と協力し、倫理の保持を目的とする研修を実施し、会員の執務指導を行う。
- (3) 犯罪による収益の移転防止に関する法律の研修および不動産業界団体及び金融機関との情報共有および連携を図る。犯収法に関しては、不動産業界団体・金融機関等との連携による実務の適正化に向けた協議・連絡体制を継続し、現場対応力の向上を図る。規制区域に関する情報の的確な把握と対応を可能とするため、不動産業界団体との情報共有体制を新たに構築・強化する。

【自由かつ公正な社会の実現への寄与】

1. 法テラスとの連携強化

- (1) 司法支援関連事業
成年後見センター・リーガルサポート沖縄支部と連携し、法テラスが実施する特定援助対象者法律相談援助事業に協力する。
- (2) 民事法律扶助制度の活用
法テラスの法律扶助事業の充実のため、さらなる相談登録司法書士の登録増と利用促進を奨励する。

2. 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート沖縄支部への支援

後見業務は、司法書士制度を支える主要業務であると位置づけるのと同時に、県内市町村へ地域連携ネットワークの中核機関の設置等が地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に積極的な役割を果たすことの必要性を認識した上で、同支部の要望や意見を踏まえ、協力・協働を行う。

3. 多重債務相談、ヤミ金相談、生活困窮者支援のできる会員の増加促進

研修部・相談事業部・企画部、権利擁護委員会・消費者委員会、青年の会の協力を得て、研修会の実施及び多重債務相談、ヤミ金相談、生活困窮者支援のできる会員の登録名簿の実用的な見直しを行う。特に、債務整理二次被害者の救済には積極的に取り組む。

4. 県内自治体への公営住宅入居の際の保証人要件の廃止要請を行う。

政治連盟にも協力を求め、未だ条例が改正されていない本島内の市（うるま市、宜野湾市、南城市）のみならず、資料配布どまりとなっている石垣市議会への再陳情を行い保証人廃止要請を行う。

5. その他自由かつ公正な社会の実現に寄与するため職責を自覚し、社会問題に対して適宜会長声明や提言、相談会の実施、研修の実施などに努める。

【福利厚生および共済関係】

1. 世代を越えた会員間の交流・親睦事業を検討する。
2. 引き続き今後の共済制度について検討する。
3. 令和9年度の共済会の解散に向けて、任意積立金が0円になるように任意積立金払込停止の呼びかけをする。

【会運営の安定および効率化】

1. 事務局の執務体制の見直し

司法書士会事務局は、市民や関係機関と会員をつなぐ重要な窓口であり、また日司連からの情報伝達を担う要として機能している。その存在意義を再確認し、事務局と執行部が円滑に連携できる体制と環境の整備が求められる。

- (1) 事務局長退職に伴う新体制のもと、業務分掌の明確化と役割の最適化を図る。
- (2) 業務効率化を目的としたシステム導入と情報管理や手続きの簡略化を図る。
- (3) 各会員と事務局との役割分担や負担軽減を検討する。
- (4) 職員の処遇について、業務内容や責任に見合った適正な水準を確保する。
- (5) 連合会や理事会からの事務対応を検討する。

2. DX・IT技術の活用

DX・IT技術等を利用することで、理事会等を含めた事務運営についての質的・量的変化および会員参加の促進を行う。

(1) 会議のハイブリッド化・ペーパーレス化

本会で行われるすべての会議について完全ペーパーレス化の推進、遠方会員へのZoom参加により会務参加の負担を軽減する。

(2) 会議運営の見直し

理事会、部会、委員会等、すべての会議について、遠方会員、女性会員、若手会員を含め、より多くの会員が無理なく参加できるようにする

ための運営方法に関する意見を幅広く取り入れつつ、会議の開始時間・終了時間、開催頻度、運営方法、報告書や議事録等について、参加者の負担軽減を目的とした見直しを行う。

【隣接職能団体・関連機関・団体との協調、その他の所掌に属さない事項】

1. 政治連盟、成年後見センター・リーガルサポート、青年の会との協議を行い、各団体との情報共有を徹底し、協力体制の構築を推進する。
2. 隣接職能団体および関係機関・団体との情報交換・協調を行う。概要としては「犯収法」や「重要土地等調査規制法」に関しては、不動産業界団体・金融機関等との連携による実務の適正化に向けた協議・連絡体制を継続し、現場対応力の向上を図る。規制区域に関する情報の的確な把握と対応を可能とするため、不動産業界団体との情報共有体制を新たに構築・強化する。
3. その他、他の部の所掌に属さないもので重要な事項があれば、対応する。

【権利擁護委員会】

司法書士の使命規定が創設されたことにより、司法書士は、「法律事務の専門家として、国民の権利を擁護し、もって自由かつ公正な社会の形成に寄与する」ということが明確となり、私たちはその使命を全うすべく日々業務に励んでいる。新型コロナウイルスの蔓延をきっかけとした生活様式や社会情勢の変容を経て、物価上昇、労働賃金の上昇など複数の要因により経済的困窮が深まっている側面もある。社会における問題を表出させ、問題の根底にある制度・構造の変革を図ることに、当委員会が資するべく、会員一同と連携し、下記の事業を行なっていく所存である。

- ア 子どもたちに、人権とは何か、なぜ大切なのか、自分で考え判断ができる法的思考力（リーガルマインド）を身につけてもらえるように、法教育事業へ取り組み、令和7年度中に配布用リーフレットの完成を目指す。
- イ 人権尊重の視点から、社会構造上の問題にも目を向け、孤立を生まない社会が実現されるよう、自ら学び、会員にとっても有意義な研修会を開催していく。今年度は、シングルマザーの実情やフェミニズムの観点から女性の人権についても学んでいきたい。
- ウ 貧困問題、福祉に関する構造的な研究を行うと同時に、現場の当事者の声を聴き理論と現場を往復しながら、問題を社会に対しても積極的に発信していく。そのための資質を備えた司法書士を増やしていく。
- エ 沖縄県自殺対策会議、ギャンブル等依存症対策会議へ参加し、積極的に意見交換する。また、会員へのフィードバックを図るため、報告書を提出する。
- オ 引き続き、県内自治体への公営住宅入居の際の保証人要件の廃止要請を

行うとともに、復帰 50 年市民公開講座「住まいの貧困を考える」で明らかになった課題について改善を求めていく。
カ 日司連の「経済的困窮者に対する法律支援事業」の広報および審査を行い、助成金の活用実績を増やす。

所轄委員会等

- 【登録調査委員会】
- 【紛議調停委員会】
- 【事故処理委員会】
- 【非司排除委員会】
- 【苦情対応担当】
- 【市民窓口運営委員会】
- 【制度研究委員会】
- 【権利擁護委員会】

経 理 部

経理部は、日々の予算を執行し、各月決算および期末決算ならびに予算編成等の業務を行う。

1. 令和 7 年度の一般会計および特別会計の予算を執行する。
2. 令和 7 年度の一般会計および特別会計の決算書類作成を行う。
3. 令和 8 年度の一般会計および特別会計の予算案作成を行う。

4. 経理部業務改善

経費削減の観点から、以下の事項に取り組む。

- (1) 会員への情報伝達の迅速化および事務処理費用の削減のため、全会員メール登録義務化を行う等してメール会員 100%達成に努める。
- (2) 印刷費を削減するため、カレンダーの廃止や会報・会員名簿のデータ化等の具体策を検討する。
- (3) その他、会務運営のデジタル化（完全ペーパーレス化）、事務局における事務作業の効率化を高めるためのシステムを導入する等事務の DX 化を推進する。

5. 財政基盤の強化

- (1) 会館建設借入金の返済および修繕積立を着実に履行し、借入金返済の前倒しを検討する。
- (2) 経理事務処理の効率化を引き続き行い、経費削減を図るため経費全般についての見直しを行う。

企 画 部

業務改善に関する企画および立案ならびに業務関係法規その他業務に関する調査統計および研究を通して、各会員の業務の質の向上および改善を図るとともに、多くの会員が会務に参画していくことのできる組織体制の在り方を検討していく。

1. 事業計画

(1) 委員会の活性化

委員会活動の充実を図るため、新たな委員会規程に基づき、各委員会、各部会、執行部、会員間の連絡調整を行う。また、各委員会活動が主体的になされるよう活性化に努めつつ、運営面での課題等を整理する。

(2) 持続可能な会務運営の体制づくり

多くの会員が会務運営に携われるよう、会務のスリム化、分担、ダイバーシティ、情報公開、知財の蓄積と循環、人材育成等、様々な観点からの基盤整備を図る。

(3) 業務の推進

多様化・専門化する業務内容に各会員が積極的に携われる環境を整えるため、各種業務に関する分析、企画および立案ならびに支援を行う。そのために各委員会を中心とする会員間連携を図り、支部長会、政治連盟、成年後見センター・リーガルサポート沖縄支部および青年の会ならびに隣接職能団体及び関係機関団体との協議、情報交換を行う。

ア 成年後見の担い手

成年後見センター・リーガルサポート沖縄支部と連携し、成年後見利用促進基本計画自治体支援のための環境を整備する。また、リーガルサポート支部会員数の減少、加入率の低迷といった諸課題を共有し、成年後見業務への関与の在り方について、調査、研究を進める。

イ 民事信託等財産管理業務関連

民事信託支援業務を含む「横断的な財産管理業務（任意後見・民事信託・遺言・死後事務等）」について、多角的な情報収集を行いつつ、多くの会員が戸惑うことなく同業務を実践し、国民の権利擁護に資するための財産管理業務を展開していくことができるよう、会員間連携、裁判所・自治体等への会員の推薦体制、研修制度の検討を行う。

ウ 業務の効率化

相談事業部と連携し、司法書士総合相談センター相談受付・管理システム（NCMS）を使用した電子相談票の会員利用の促進を図り、急速に進む司法書士業務におけるDX化への対策を検討する。また、事務局によるNCMSの運用面での課題を共有する。

エ 会員に対するアンケート調査の実施

業務改善に関するアンケート調査の実施を検討する。

オ 会員向け情報発信

各委員会と連携し、業務の参考となる情報の発信に努める。

(4) 権利擁護活動の推進

地域共生社会に向けた包括支援への対応、自死対策、経済的困窮者支援、子ども・高齢者その他市民の権利擁護に関する関連団体等との協議、研修会等への参加の奨励、会員推薦を検討する。

(5) 消費者問題・多重債務対策

ア 「債務整理事件の処理に関する規則」

「債務整理事件の処理に関する規則」の周知徹底を図る。

イ 会員向け研修会・事例検討会、その他のイベント

多重債務、ヤミ金、債務整理二次被害問題等に係る会員向け研修会・事例検討会、その他イベントの企画を検討する。

(6) 士業ネットワーク協議会

相談事業部と連携し、士業ネットワーク協議会の幹事会主幹として運営を行う。

(7) その他

司法書士に期待される社会問題、公益的活動、社会的ニーズへの対応について検討する。

2. 各委員会の活動計画

令和7年度における各委員会の活動計画は、次のとおりとなっている。

(1) 民事法務委員会

ア 基本方針

相続登記申請の義務化により、市民の相続に対する関心は急速に高まり、司法書士に対する期待も一層大きくなっている。

そのような中で、「相続といえば司法書士」という社会的な認知と信頼を確立するためには、制度・実務双方に精通した専門的知識と経験が求められる。特に、これまで手付かずとなっていた放置及び未処理案件の中には、複雑難解な事案や、長期間にわたり権利関係が不明瞭となっている事例も多く、困難事案への的確な対応が急務である。

本年度の民事法務委員会では、「掘り起こしたからには、解決へ」という方針のもと、困難事例に対する実務的なノウハウの共有、市民への適切な助言の実現、そして会員間のスキルの底上げを目指す。また、渉外相続や遺言・信託等の関連業務を含めた幅広い支援体制の整備にも重点的に取り組む。

イ 実施項目

① 相続関連業務の実務研修の充実

会員が実際に取り扱った事例をもとにした報告形式の実務研修を開催し、会員同士の実務交流を促進する。特に「困難事例の対処法」など、実務ニーズに即したテーマを積極的に取り上げることで、対応力の強化を図る。

② 涉外相続登記への対応強化

外国籍相続人や海外在住者が関与する涉外案件について、翻訳から証明書等に至るまで各国法制度への対応を含むマニュアルの整備を進めるとともに、研究を強化する。また、台湾などの国際交流実績を活かし、実務報告会や情報提供を通じて、国際的な登記手続きの対応力の向上を図る。

③ 実務情報の継続的提供とデータ共有

これまで提供してきた「不動産登記インフォメーション」を継続的に配信し、法改正や実務上の留意点等をタイムリーに会員へ届けるとともに、フィードバックに基づく内容改善を図る。あわせて、会員が保有する貴重な資料や困難案件の処理事例等の収集・整理・デジタル化を進め、共有可能なデータベースの構築に取り組む。

(2) 商事法務委員会

ア 疑義事例および法務局への要望、質問等の収集

各会員にアンケートを実施し、意見要望または疑義事例等の収集を行い、桐友会連絡会等にて法務局と打ち合わせることで、登記に関し統一的な処理がなされることを目指す。

イ 研修会の実施

改正等に対応した研修会を行う。

ウ 研究

持分会社、社団法人、財団法人等、株式会社以外の法人に関わる手続きに着目し、司法書士の関わり方について研究を行う。

エ 商業・法人登記の司法書士申請関与率の向上

現在、司法書士の商業・法人登記の申請関与率が60%台となっているので、当該申請関与率を向上させるための施策を検討する。

(3) 裁判業務推進委員会

ア 民裁修習の継続

午前の部は、要件事実・事実認定等を中心とする学習を行う。午後の部は、実際に会員が取り組んだ訴訟を報告してもらい、これを題材にして実務的な学習を行う。ゼミ形式の集合研修を行うとともに、Zoomでも参加できるようにする。(4回開催予定)

令和7年5月31日(土) 午前10時～午後2時

令和7年7月12日(土) 午前10時～午後2時

令和7年10月25日(土) 午前10時～午後2時

令和8年1月17日(土) 午前10時～午後2時

イ 家事調停委員司法書士連絡会設立準備の支援

相続登記義務化等に伴い、司法書士が遺産分割調停など家事事件に取り組むことが期待されている。これに応えるため、家事調停委員に就任している会員を把握し、連絡会を設立する。メーリングリスト等や交流会開催により情報交換を行い、司法書士の職能を生かした家事調停委員としての研鑽を積む。更に家事事件に取り組む会員を増やすため、その知見を活かして研修を実施する。これら連絡会の活動が軌道に乗るまで、裁判業務推進委員会で支援する。

ウ 研修の実施

民事裁判 IT 化について情報を収集し、研修を実施する。

遺産分割調停等家事事件についての研修を行う。

裁判実務研修を企画・実施する。

特に新入会員に認定考查対策も含め参加を呼び掛ける。

エ 簡易裁判所代理業務少額事件報酬助成の審査

少額事件報酬助成の申請があった際に審査を行う。研修等の機会に、会員に活用を呼び掛ける。

オ 裁判事務取扱司法書士拡大策の検討

上記以外にも、各種事件の受託促進策の立案、法テラスの利用拡大、裁判実務書籍の紹介など、裁判事務取扱司法書士を増やすための各種方策について検討・実施する。

カ 委員会の拡充

民事チームと家事チームを設け、各事業を分担して執行する。民事チームは民裁修習、民事裁判 IT 化対応、裁判実務研修、簡易裁判所代理業務少額事件報酬助成等を行う。家事チームは家事調停委員司法書士連絡会設立準備支援、家事事件研修等を行う。主に各チームごとで WEB 会議を機動的に開催する。裁判所で採用されている Microsoft Teams を活用する。

(4) 消費者委員会

司法書士は、法律事務の専門家として、国民の権利を擁護する責務を負っている。失業、倒産、病気、離婚、物価上昇等を背景とした生活苦による借入が増え多重債務に陥っている市民は一定数いる。そのような中「借金が必ず減る」「国が認めた借金救済制度」「借金減額診断」などの文言を用いてあたかも借金が減額・免除されるかのような過度の期待、誤解を抱かせてネットで大量広告・集客を行う県外の弁護士・司法書士事務所

(特に東京・大阪の事務所) が出現した。大量広告事務所に依頼することにより、不適切な債務整理に誘導されたり、金銭的な被害を受ける債務整理二次被害事例が沖縄県でも相次いでいる。更に、一昨年度県内で大規模なヤミ金グループが摘発され、厳しい取り立てにより自殺に追い込まれた債務者や売春行為を強いられた債務者がいたこと等を踏まえ、昨年度は、本会各部、権利擁護委員会、青年の会の協力を得て、多重債務・ヤミ金の相談、消費者被害・トラブル、生活困窮者支援のできる会員の増加促進を図ることに注力したが、今年度は、債務整理二次被害に対応できる会員増

加を新たに加えて引き続き取り組んでいくこととする。

また、成人年齢引き下げによる消費者被害を防止するための活動も積極的に取り組む必要がある。以上を指針として下記の事業を行う。

- ア 『多重債務事件処理の手引き』について改定すべき箇所がないか検討する。
- イ 多重債務、ヤミ金、消費者被害・トラブルの相談会等への参加、相談会の企画、業務受任できる会員増加を目指した研修会の企画開催を行う。
- ウ 相談対応、業務受任できる会員を増やすため、研修以外の方策（ヤミ金対応マニュアルの作成等）を本会各部、青年の会とともに協働して実行する。
- エ 県多重債務協議会、県ヤミ金融被害防止対策会議に参加し、積極的な意見を述べ、会員にフィードバックする。また同会主催のヤミ金ビラ剥がしへ参加する。
- オ 成人年齢が引き下げられたことを踏まえ、高校生等を対象にした消費者教育用のリーフレット改訂に向けた調査研究を引き続き行う。

（５）財産管理委員会

ア 研修会の実施

以下の内容を中心とした研修会を開催する。

- ① 財産管理制度全般および令和５年施行の新制度について
- ② 信託登記手続を中心とした信託に関する業務全般
- ③ 信託、遺言、死後事務委任契約などの生前対策
- ④ 上記に関連する事例報告や意見交換を通じた理解の深化

イ 実務座談会の開催

信託業務に関する実務座談会を開催し、事例発表や意見交換を通じて、会員相互間の情報共有を図るとともに、研修内容の充実を図る。

ウ 情報のデータベース化・情報提供

会員から収集した財産管理・信託業務に関する実務資料（例：契約書、申立書式、管理人の業務記録等）をとりまとめ、本会ホームページに掲載し、実務情報のデータベース化および情報提供を行う。

広 報 部

司法書士制度や業務内容の周知、会員の受注拡大、権利擁護への貢献、地域との連携強化を目的とした広報活動を展開する。具体的な取り組みとして、市民向けの相談会の広報活動をはじめとして、法務局との連携、市町村役場との協力関係の構築をする。とりわけ、令和６年４月からスタートした相続登記申請義務化の広報活動を中心に、今後ますますニーズが高まる相続やその他司法書士制度の広報に取り組む。

1. 相談事業の広報について

(1) 「司法書士総合相談センター」の広報について

例年通り、司法書士総合相談センターにおいては、「なは司法書士総合相談センター」、「ちゅうぶ司法書士総合相談センター（沖縄市、うるま市）」、「やんばる司法書士総合相談センター」があるが、沖縄タイムス、琉球新報の県内新聞二紙にて毎月1回の新聞広告、当会ホームページの一般向けお知らせを利用して広報を行う。

(2) 「沖縄県司法書士相続相談センター」の広報について

令和6年4月から施行された相続登記申請義務化に対応するため、今後ますます県民の相続についての関心、相続に関連する相談への需要が高まるものと思われる。

現在、「沖縄県司法書士相続相談センター」については、沖縄タイムス、琉球新報の県内新聞二紙にて毎月1回の新聞広告、当会ホームページ等での広告を行っているが、今後の県民の相続に関しての需要の高まりなど、時世の流れに対応した様々な広報活動を検討する。

(3) 役員変更登記はお済みですか月間（令和7年5月）

令和7年5月の1か月間を「役員変更登記はお済みですか月間」として、会員各事務所に無料相談を実施することに伴い、県内新聞、当会ホームページの一般向けお知らせ、当会公式Facebookページを利用して広報を行う。

(4) 消費者月間関連事業（令和7年5月）

令和7年5月の1か月間を「消費者トラブル対応月間」として、会員各事務所に無料相談を実施することに伴い、当会ホームページの一般向けお知らせを利用して広報を行う。

(5) 「法の日」司法書士無料相談会

令和7年10月の指定した週の期間内に、県内複数会場において「法の日無料相談会」を開催する予定であり、市町村の広告媒体、県内新聞、当会ホームページの一般向けお知らせ、当会公式Facebookページを利用して広報を行う。

(6) 相続登記はお済みですか月間（令和8年2月）

令和8年2月の1か月間を「相続登記はお済みですか月間」として、会員各事務所に無料相談を実施することに伴い、県内新聞、当会ホームページの一般向けお知らせ、当会公式Facebookページを利用して広報を行う。

(7) その他の広報について

その他、相談事業部や他の委員会が新しく企画する相談会、連合会が全国一斉で行う相談会などがあれば、各部・委員会と連携し、その事業活動に関連した広報活動を行う。

2. 法務局との共催または後援事業の広報について

「司法書士の日」記念事業や「相続登記はお済みですか月間」に関連する

事業など、那覇地方方法務局との共催または後援する市民公開講座・無料相談会が実施される場合には、市町村の広告媒体、県内新聞、当会ホームページの一般向けお知らせ、当会公式 Facebook ページを利用して広報を行う。

3. 会報の発行について

- (1) 本年度は、2回の会報を発行する予定であるが、時代の変革に伴うペーパーレス化やデジタル配信の利便性を検討する。今後の内容については、会員の関心に目を向けて、しっかりと会員のニーズにアンテナを張り、これまでの枠にとらわれない新しい企画を検討し、会報の内容充実を目指す。
- (2) 司法書士業関連民間業者に対し、会報に掲載する協賛広告1件あたり1万円を募り、協賛広告収入を得ていく。

4. テレビCM等の有料広告

広告効果を最大化するために、特に①新聞、②CM、③YouTube 広告の3つのメディアを重点的に使う方針で進める。CMは、「司法書士CM」と「相続登記申請義務化CM」の2種類があつて、相続登記申請義務化のCMの割合を増やす方針とする。広報戦略については、広告代理店との戦略会議を行いながら司法書士制度の認知度向上に向けて進めていく。

5. ホームページ改訂

- (1) 会員への情報提供をスムーズにできるようにするための改訂を行う。
具体的には他の部会、委員会と連携しながら、研修資料、会議資料等のダウンロードなど、ホームページを有効活用できる仕組みづくりを検討する。
- (2) 相続登記申請義務化をはじめ、法改正の情報提供を積極的に行う。
- (3) なるべく多くの市町村のホームページとのリンクを求めていく。

6. ポスターチラシ等

- (1) 司法書士の業務紹介から相続登記申請義務化について、リーフレットを法務局、市町村役場等に備え置くこととする。
- (2) 当会で運営する相続相談センターの活用への広報活動としてリーフレットを利用する。

7. 講師派遣

- (1) 県内高校へ講師派遣をする。講義内容は、職業講話や消費者講話や法教育、その他高校の要望事項（例えばインターネット詐欺）に柔軟に対応する。
- (2) 相続登記申請義務化対策の講師派遣

市町村役場や公民館への講師派遣を行う。

8. 相続登記申請義務化対策のまとめ

- (1) テレビCMと新聞における広報
- (2) ホームページでの広報と改正内容の情報提供
- (3) ポスター等の配布
- (4) 講師派遣（市町村・公民会等）
- (5) 相談会の開催（「司法書士の日」記念事業、「相続登記はお済みですか月間」）

9. その他

- (1) 県内離島における広報活動について

宮古、八重山は人口5万人前後を有する地域であり本島と同様の広報活動が必要である。またその他の離島各地における司法書士出張相談業務も、当会の重要な事業の一つで、先島をはじめとする離島各地においての広報活動をいっそう強化するための事業を行っていく。

- (2) 会長声明について

自由かつ公正な社会となることが実現されることを目指し、司法書士がそれに寄与することが職責であることから派生する役割として、社会問題に対して適宜会長声明や提言を広報していく。

- (3) 会員間でのコミュニティーを活性化するための方法を検討する。

- (4) 当会公式Facebookページについて

定期的に最新情報を掲載し、広報活動の更なる充実に努める。

- (5) 司法書士制度を海外の企業に向けて広報し、ビジネスマッチングできるような情報を発信する。

研 修 部

日司連会員研修規則には、会員は単位制研修について1実施年度に倫理研修2単位を含む12単位以上取得しなければならないとされている（研修単位取得義務。規則第6条第1項・第12条）。今年度も研修内容の充実を図りつつ、併せて研修制度および単位取得義務の周知ならびに研修履修状況を個別通知するなどの措置を講じていくことにより、所定単位取得者の割合を高めていきたい。引き続き、日司連研修総合ポータル（eラーニング・映像ライブラリ等）のコンテンツを積極的に案内していく。

倫理研修については執務姿勢、懲戒事例および司法書士としての品位の保持に関する内容をさらに充実させていく。また、当会に設置される各種相談センター相談員がその専門性をより高められるよう研修内容の充実を図っていききたい。各委員会とも連携し会員の興味を引く研修を行っていく。当会会

員研修講師の育成にも努めていきたい。

また、今年度は、令和8年5月の民事裁判IT化の完全施行（民事訴訟は令和8年5月施行、その他の手続は令和10年6月までに施行）を控え、司法書士業務のデジタル化、IT化の要望に応える研修の開催に努めたい。

1. 会員研修（司法書士会員研修）

司法書士会員が、法律実務家として必要な専門知識を修得するため、法令・実務・教養その他これに関連する事項について研修を行う。

（1）単位制研修

集合（同時配信を含む。）、Web配信、または集合とWeb配信双方を組み合わせたハイブリッド方式での研修を積極的に行う。

日司連の講師派遣を活用するほか、外部講師を招聘した研修を行う。

ア 倫理に関する研修

苦情対応担当または綱紀調査委員会とも連携して綱紀事例、職業倫理に関する研修を行う。

イ 新法・法改正に関する研修

法改正の動向を注視し、必要に応じて研修を行う。

ウ 不動産登記に関する研修

エ 商業・法人登記に関する研修

オ 裁判実務に関する研修

カ 財産管理業務に関する研修

キ 信託に関する研修

ク 渉外登記に関する研修

ケ 消費者問題に関する研修

コ 権利擁護に関する研修

サ その他実務に関する研修

（2）年次制研修

一定の登録年次の会員を対象に、司法書士倫理を保持することを目的として、司法書士の執務改善・司法書士倫理に関する事項について行う。

2. 日司連・九州ブロック、各支部、その他関連団体による研修会への参加を奨励する。

ア 日司連年次制研修会

イ 日司連業務研修会

ウ 日司連中央研修会

エ 中央新人研修

オ 九州ブロック会員研修会

カ 九州ブロック新人研修会

キ 支部研修会

ク その他

3. 関連団体との共催

関連団体と共催し、各種研修会を開催する。

4. 新入会員研修

新入会員および入会予定者に対し、業務に関する法的知識・司法書士会員として必要な識見と品位保持に関する事項を修習させるために研修を行う。

(1) 新入会員配属研修

新入会員および入会予定者のうち希望する者に行う。

(2) 新入会員一般研修

日司連および九州ブロックの新人研修会と整合性のとれた研修会を開催する。また、法テラスの民事法律扶助制度等の活用の促進をするため、新入会員向けに制度説明を行う。

5. 補助者実務研修

会員の円滑な業務遂行に資するため、業務に必要な知識および実務その他業務態度に関する事項について行う。

6. 令和7年度の検討課題

(1) 研修単位取得達成率の向上に努める。

会員の関心の高い研修分野の情報収集を図り、その研修を提供できるよう努める。また、研修会案内の発信方法を工夫し、会員に研修に興味を持ってもらうよう努める。その他研修単位取得達成率の向上に向けた様々な方策を検討し、必要があれば実施する。なお、各会員の研修単位取得状況を、令和8年度より当会ホームページ上で公開する予定である。

(2) 年次制研修への参加指導を徹底する。

(3) 倫理研修の強化に取り組む。

(4) 研修運営のIT化に伴う、各会員向けサポート体制を充実させる。

(5) 各委員会が企画する研修会について運営面でのサポートを充実させる。

(6) 司法書士業務に関連する法律分野だけに限らず、経営、人材育成、社会テーマなど、従来の枠組みにとらわれない分野について、他専門職能、機関、団体等を活用した研修会が開催できるよう取り組む。

(7) 事務局に依存しすぎない研修運営方法を構築する。

相談事業部

相続登記の申請義務化を受け、専門家としてまだまだ増加するであろう相続関連業務への対応はもとより、「くらしの法律家」として多様化する相談ニーズにも応えるべく、市民に寄り添い、その期待に添えるよう相談事業を行なっていく。また、司法書士総合相談センター相談受付・管理システム(NCMS)の着実な運用を行い、当会相談事業についてますますの充実、発展

を図っていく。

1. 相談事業の充実

(1) 定例の無料相談の実施

ア 司法書士総合相談センター

① なは司法書士総合相談センター

週2回、火曜日・木曜日 14時から16時まで、当会会館

② ちゅうぶ司法書士総合相談センター

毎月1回、第2金曜日 14時から16時まで、沖縄市役所

毎月1回、第3水曜日 14時から16時まで、うるま市役所

③ やんばる司法書士総合相談センター

毎月1回、第3水曜日 14時から16時まで、名護市産業支援センター

イ 司法書士相続相談センター

① 沖縄県司法書士相続相談センター

週1回、水曜日 14時から16時まで 当会会館

② 相続相談センター名簿掲載会員事務所での相談

初回相談無料にて名簿掲載会員への配てん

ウ 司法書士物損交通事故相談センター

物損交通事故事件に関して名簿掲載会員への配てん

(2) 連合会、九州ブロックとの連携、協働

日本司法書士会連合会、九州ブロック司法書士会協議会と連携、協働し、各種講演会・相談会等を実施する。

ア 「役員変更登記はお済みですか月間」「消費者トラブル対応月間」「法の日」「相続登記はお済みですか月間」「その請求に困ったら司法書士へ」などの各種期間イベント

イ 司法書士の日記念

ウ 相続登記の申請義務化、空き家・所有者不明土地問題対応

エ 災害発生対応

オ その他の社会貢献活動及び権利擁護事業 など

(3) リーガルサポートとの協働

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート沖縄支部と連携、協働し、各種講演会・相談会等を実施する。

(4) 青年の会との連携、協働

沖縄県司法書士青年の会、全国青年司法書士連絡協議会と連携、協働し、各種講演会・相談会を実施する。

ア 「いのちと暮らしを守るなんでも相談会」「全国一斉子どものための養育費相談会」「全国一斉生活保護相談会」

イ 離島巡回相談（司法過疎地域巡回法律相談）

ウ その他の社会貢献活動及び権利擁護事業 など

(5) 法務局との協働

那覇地方法務局と連携、協働し、各種講演会・相談会等を実施する。

2. 総合相談センター・相続相談センターの運営改善並びに各種相談員の拡充及び強化など

(1) 総合相談センター・相続相談センターの運営改善

- ア 事務局体制の整備及び連携
- イ 相談員への情報提供
- ウ 運営規程の整備

(2) 相談員の拡充及び養成

- ア 相談員の募集及び名簿調製
- イ 各種相談・回答事例集の整理及び作成の検討
- ウ 研修部・広報部・各委員会との連携

(3) 司法書士総合相談センター相談受付・管理システム（NCMS）の運用

- ア 受付対応に係る事務局間連携の構築
- イ ホームページへのバナー掲載
- ウ 会員への情報提供

(4) 司法過疎地域対策

3. 行政、関連団体及び関係機関との連携

(1) 行政等への協力

- ア 国、県、市町村又は関連団体への会員の派遣、紹介

- ① 暮らしの総合行政相談所（定例・特設）（那覇市）
- ② 春の一日合同行政相談所
- ③ 秋の一日合同行政相談所
- ④ 司法書士による相談会（定例）（金武町）
- ⑤ 生活相談センター（那覇・南部）
- ⑥ ふれあい福祉相談室（定例）（那覇市社会福祉協議会） など

- イ 多重債務者相談強化キャンペーン、自殺対策事業、消費者月間等への会員の派遣、紹介

- ① 市町村職員向け研修会
- ② 多重債務無料法律相談会 など

- ウ 県内各自治体との空き家等の対策の推進するに関する協定

(2) 沖縄士業ネットワーク協議会

(3) 裁判所、法テラス

4. その他課題対応

(1) 相談事業に関連する規則等の見直し

司法書士総合相談センター、相続相談センター及び物損交通事故相談センターの運営改善の観点から、各センター設置規則・規程・運営要領の見直しを図る。また、研修規則、不在者財産管理人、相続財産管理人及び所有者不明土地管理人等候補者名簿に関する規程その他関連規程との整合性

を整え、会員にとって分かりやすく、当会相談事業に取り組みやすい環境を整備する。

(2) 相談事業に取り組む会員の増加

多くの会員が当会の相談事業へ積極的に参加していただけるよう、会務参加の動機付けに繋がるよう努める。

(3) 事務局業務負担の軽減、相談事業部の体制強化

(4) 新たな分野に係る相談事業の企画と各委員会との連携

各委員会とも連携し、市民から求められる新たな相談分野への対応を図る。